

南砺市環境保全型農業推進方針

(1) 地域農業の現状と課題

本市は、平成16年11月に近隣8町村が合併して誕生した。富山県の南西端に位置し、東西約26km、南北約39kmで668,86k m²の面積を有し、農地面積は7,658haとなっている。

また、約8割が白山国立公園等を含む森林であり、岐阜県境に連なる山々に源を発して庄川や小矢部川の急流河川が北流するなど豊かな自然に恵まれ、本市北部の平野では、水田地帯の中に美しい散居村の風景が広がるなど、独特の集落景観を形成してきており、今後もこの景観を維持・保全していく必要がある。

市の全域では場整備を積極的に進めるなど、水稻を中心とした営農形態のもとで近代化が図られてきたが、他産業への就業機会に恵まれていることから、農家の兼業化が急速に進み、農業の担い手の高齢化が進行するなか、一部地域においては都市住民との混在化も顕在化してきている。

一方、中山間地域である五箇山地域などでは、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、一部遊休農地が発生し、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような中で、豊かな水と整備された農地等を基盤に、良質米生産地としての地位を築き上げる一方、大麦、大豆等を組み合わせた土地利用型農業・ブロックローテーションの強化、さらには、中山間地等も含めた地域の特性を生かした野菜、球根、果実、花き等の特産物、生産性の高い畜産振興を図ることにより、担い手などを中心とした生産性の向上や集落機能の活性化などを推進してきている。

今後は、良質な堆肥等の有機質資源を有効利用した土づくりを基本として、化学肥料や農薬等に化学的に合成された資材の使用量を低減を図るとともに、生物多様性を重視した農業生産等環境保全型農業の推進を図っていくことが今後の重要な課題となっている。

(2) 推進方針

本市は、これまでも市内の三農協（なんと農協、となみ野農協、福光農協）と連携し、環境保全型農業を進めるため、有機物資源の有効活用による土づくりや化学肥料・農薬の削減に留意した生産活動を推進することにより、環境への負荷の軽減や農産物の安全性に配慮した「環境にやさしい農業」の展開を図ってきている。

今後は、畜産農家から出てくる家畜糞尿の堆きゅう肥化による土壌還元を基本とし、緑肥等のすき込みによる土づくりを推進し、農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を目指すとともに、安全・安心な農作物を求める消費者ニーズに応えていく。

また、多様な生物の生育環境の保全等の冬期湛水による多面的機能についても考慮していく。

以上を推進するため、次のような施策を展開していく。

① 化学合成農薬・化学肥料の使用量低減

有機質資源を循環利用を基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減を進め、生産性を維持しながら、安心・安全な農産物を消費者に供給する環境保全型農業の普及を進める。

② 有機農業の推進

化学的に合成された肥料および農薬を使用しない農業（以下「有機農業」という。）は、通常の農業に比べて、病害虫による品質・終了の低下を抱えているが、環境負荷への低減が非常に大きいこと、有機農産物への需要が増えていること等から、有機農業の取り組みを進めていく。

③ 耕畜連携と土づくりの推進

家畜排泄物の堆肥等の利活用、稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用等など、耕畜連携を進めると共に、緑肥等のすき込みによる土づくりを進める。

④ バイオマス等の利活用の推進

家畜排泄物、農産物残渣や食品廃棄物等の地域内資源の循環利用を推進し、都市・農村とも資源を有効に利用する地域づくりを進める。

⑤ 水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理の実施

冬期間の水田に湛水し、擬似湿地を形成することで、多様な生きものの生息地として活用するとともに、湛水管理の実施によって得られる雑草の抑制や施肥効果などを活用し環境保全型農業の推進を図る。

冬期湛水管理は、作物の収穫等終了後から次期作物の作付のための作業開始前までの（概ね当該年の10月1日から翌年3月31日まで）間に、田面が水面下にある状態を連続して2ヵ月間以上維持することとする。冬期湛水管理を実施する場合は、下記の事項に配慮し実施することとする。

ア 水利権等、水の使用に関して制限がある場合には水利権者等の承認または同意を得ること

イ 地域及び取組ほ場周辺の農業者等からの合意を得ること。

ウ 実施ほ場に隣接するほ場の作物作付等への障害とならないこと。

エ 鶏舎ほか鳥類を飼養する畜舎の近隣では実施しないこと。

オ 畔塗りや代掻きを実施し漏水防止措置に取り組むこと。

カ 予想外の積雪により連続して2ヵ月以上の湛水期間が確保できなかった場合は、雪解け後の湛水期間と合わせ通算2ヵ月以上湛水期間を確保すること。

平成23年4月1日策定

平成25年4月1日改正